㈣　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

最大日数	軽自動車等	普通車
3日間	6,300円	7,900円
4日間	8,000円	10,500円
5日間	9,000円	11,500円
6日間	10,000円	12,500円
7日間	10,700円	13,400円
8日間	11,400円	14,300円
9日間	12,200円	15,200円
10日間	12,800円	16,000円
11日間	13,400円	16,800円
12日間	14,100円	17,600円
13日間	14,700円	18,400円
14日間	15,400円	19,200円

㈤　実施する期間

(a)　3日間周遊プラン

平成29年4月28日から同年11月6日までの間の金曜日、土曜日、日曜日及び月曜日並びに平成29年5月2日から同年同月4日までの間、平成29年7月18日、平成29年8月10日、平成29年8月15日から同年同月17日までの間、平成29年9月19日、平成29年10月10日及び平成29年11月2日。

(b)　4日間から6日間周遊プラン

平成29年4月28日から同年11月6日まで。

(c)　7日間から14日間周遊プラン

平成29年4月28日から同年11月6日までのうち、東日本高速道路株式会社が別に定める期間。

㈥　適用区間

道央自動車道、札樽自動車道、道東自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道の全区間。

㈦　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

1．⑷①イのうち、

「ニに定める」を「ハに定める」に改め、「ただし、ハにおいて走行方向を定める場合はこれに限る。」を加える。

1．⑷①ハを次のとおり改める

ハ　指定インターチェンジ、実施する期間及び走行方向

指定インターチェンジ	実施する期間	走行方向
磐越自動車道の新津インターチェンジ	平成28年7月16日から平成29年7月15日まで	—
東北自動車道の十和田インターチェンジ	平成29年4月26日から平成30年4月25日まで	各入口インターチェンジから青森自動車道の青森東インターチェンジ方面への通行

1．⑷①ニを削り、ホをニとする。

地方職員共済組合定款の一部変更

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて次のとおり公告する。

平成二十九年四月二十五日

地方職員共済組合
理事長　平嶋　彰英

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて

地方職員共済組合定款（昭和三十七年十二月一日）の一部を次のように変更する。

第二十六条第四号ナを次のように改める。

ナ　地方独立行政法人大阪産業技術研究所

第二十六条第四号中ウの次に次のように加える。

エ　地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

ノ　地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所

第三十七条第一項の表中「千分の五・五三」を「千分の五・六八」に、「千分の四十五・八〇」を「千分の四十五・九二」に、「千分の五十・五六」を「千分の五十・四四」に改め、同条第二項中「千分の四十五・八〇」を「千分の四十五・九二」に、「千分の五十・五六」を「千分の五十・四四」に改める。

第三十八条中「千分の十一・〇六」を「千分の十一・三六」に改める。

第四十条第一号中「千百円」を「千二百五十五円」に改め、同条第二号中「千百五十二円」を「千三百四円」に改め、同条第三号中「四百四十六円」を「五百五十六円」に改める。

附則第二十項の表中

第四十条	三　四百四十六円	三　四百四十六円
	四　百十八円	四　百十八円

を

第四十条	三 五

百五十六円
百五十八円

に改める。

附則第二十二項中「「千分の四十三・一八」と」の下に「「千分の四十五・九二」とあるのは「千分の四十一・一五」と、「千分の五十・四四」とあるのは「千分の四十五・二二」と」を加える。

附　則

1　この変更は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　平成二十九年三月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

第三種郵便物認可　平成二十九年三月三十一日